

## 入札監理小委員会における審議結果報告 「労働条件ポータルサイト「確かめよう 労働条件」の 設置・運営による労働基準法等の情報発信事業」

厚生労働省の「労働条件ポータルサイト「確かめよう 労働条件」の設置・運営による労働基準法等の情報発信事業」について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果を以下のとおり報告する。

### 1. 事業の概要

#### （1）事業の概要

##### ○ 事業概要

労働基準関係法令等の幅広い周知を行うための情報発信事業として、労働条件ポータルサイト「確かめよう 労働条件」の設置・運営、コンテンツ・サービスの更新・拡充、ポスター・リーフレット等の作成等による周知広報を行う。

##### ○ 事業期間

令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日の 1 年間

##### ○ 事業目的

労働基準関係法令の履行を確保するためには、労働基準監督官による監督指導において法違反を是正させる取組を行うだけでなく、事業主・労務管理担当者（以下「事業者」という。）及び労働者・学生等（以下「労働者」という。）に対する労働基準関係法令の幅広い周知が重要である。

このため、本事業においては、労働者向けに、法令・制度、相談機関の紹介や、労働条件に関する学習コンテンツの提供等を行うとともに、新規起業事業場を含めた事業者向けに、法令・制度の紹介のほか、WEB 上で労務管理等のポイントについて診断を受けられるサービスや、36 協定届・1 年単位の変形労働時間制に関する協定届・就業規則の作成・届出を支援するサービスの提供等を行うための労働条件ポータルサイト「確かめよう 労働条件」を設置・運営することにより、インターネットを活用した労働条件に関する情報発信を行うことを目的とする。

#### （2）選定の経緯

競争性に課題があることから令和 5 年度の選定過程においてヒアリング対象候補事業とされた後、公共サービス改革基本方針（令和 6 年 6 月 25 日閣議決定）別表において、新規事業として選定された。

## 2. 市場化テストの実施に際して行った取組について

- 学習用のアニメ動画及びスマートフォンアプリについて、コンテンツの内容を同一キャラクターのシリーズ物としており、その結果、同じキャラクター画像・声優を起用し続ける必要があることから、事業者からのアンケート結果を踏まえて、これらのコンテンツの拡充を一旦停止することとした(資料 3-2 37/47, 資料 C-4)。
- 事業者からのアンケート結果を踏まえて、ポスター・リーフレットのデザインに既存のマンガ・アニメのキャラクターの使用を必須としないこととした(資料 3-2 39/47)。
- これまで、弁護士・大学教授等の有識者を事業者において 6 名程度選任し、年 5 回程度検討委員会を開催し、検討委員会での検討結果をコンテンツ・サービスの更新・拡充の内容に反映していたが、事業者からのアンケート結果を踏まえて、検討委員会を廃止し、事業者が有識者を監修者として 3 名以上選任し、監修者の監修の下で、コンテンツ・サービスの更新・拡充を行うこととした。なお、入札参加を予定する事業者から要望があった場合には、閲覧資料として検討委員会の委員名簿等を開示することとした(資料 3-2 43~44/47, 12/47)。
- 事業者からのアンケート結果を踏まえて、複数業者による共同提案による入札参加資格を新たに定め、単独で本業務を担えない企業の参入を促進することとした(資料 3-2 7~8/47)。
- 事業者からのアンケート結果を踏まえて、公告期間を 40 日と拡大した(前契約では、公告期間 18 日)(資料 3-2 8/47)。

## 3. 実施要項(案)の審議結果について

### 【論点 1】

基本提案書・総合評価基準表(案)について、評価基準の内容が、既存事業者が有利にならないか。新規参入の事業者が手を上げやすいように、創意工夫、効果的な手法、独自提案等に対して加点できるように記載の改善をしてはどうか。

### 【対応 1】

評価基準表の項番 5 について、応札者の創意工夫等に対して加点できるよう記載を修正しました。また、応札時にデザイン案を 4 案以上提示することとしていたところを、受注後にデザイン等を決定する過程で 4 案程度を提示していただくように記載を修正しました(資料 3-2 45/47, 39/47)。

### 【論点 2】

実施要項案 39/47 のイで、「世間に公表されている既存のマンガ・アニメ等のキャラクターを使用することが望ましい」とある。これが評価基準表の項番 5 の加点要素とすると、従前の事業者は、いままで使用しているアニメ等で加点される。一方、新規事業者には、なかなか手を上げにくいのではないか。

【対応 2】

業者提案のデザインが、「本事業の目的に沿い、かつ、目に付きやすいデザイン・キャッチコピー」であって、高い広報効果が期待できるものであれば、タレント・キャラクターの起用は必ずしも行う必要はないと考えています。今後、入札公告の際に、参入可能性がある業者への声かけの際や、入札説明会において説明する際に、要件を緩和したことはもとより、起用することが望ましい旨を記載した趣旨を丁寧に説明することといたします(資料 3-2 37/47)。

【論点 3】

評価基準表の項番 6 に関して、加点が大きい、あまりにも評価基準が抽象的であり、厚生労働省が何を求めているのか分からない。もう少し細分化して厚生労働省が具体的に何を求めているのか、何をすれば高い得点になるのか、新規事業者に分かるように改善すべきではないか。

【対応 3】

項番 6 について、評価項目を見直し、受注者が類似の事業において、どのような提案を行い、その結果、どのような効果を上げたのかを具体的に示し、十分な実績を上げているかを確認することにより、事業実施主体の適格性を判断することとしました(資料 3-2 45/47)。

【論点 4】

入札参加資格の事項について「過去に本事業と同等規模以上の類似の事業の実績を有していること」とあるが、共同事業体の構成者については、この同等規模以上という要件についても、緩和しても良いのではないか。

【対応 4】

入札参加資格の(9)について、「同等規模以上の」の文言を削除する形で修正しました(資料 3-2 7/47)。

#### 4. パブリック・コメントの対応について

令和 6 年 10 月 3 日(木)から 令和 6 年 10 月 18 日(金)までパブリック・コメントを実施したところ、1 者から 1 件の意見等が寄せられ、実施要項案の一部文言について 16 カ所の修正を行った。